

2 行政調査・検査業務

2-1 保健研究部

保健研究部は、県民の安全・安心を確保するため、人の健康に係る細菌学的、ウイルス学的及び理化学的手法を用いた行政検査を主な業務としている。2019（令和元）年末に中国に端を発した新型コロナウイルス感染症での教訓は、次の感染症への対策に活かされ、2024（令和6）年に策定した健康危機対処計画に従って平時から検査体制を整備すると共に、当センター主催で実践型訓練を実施し、健康危機事案発生時における関係各所の役割、検体の採取と搬送、検査の実施、結果の報告までの流れを関係機関間で確認している。また、流行しやすい急性呼吸器感染症（ARI）の全体を把握するために、2025（令和7）年4月7日からARIが感染症法上の5類感染症に位置付けられ、ARIサーベイランスが開始された。

2025（令和7）年度の事業課からの依頼による行政支援事業については、微生物関係では、感染症発生動向調査等による病原細菌及びウイルス等の検査、結核菌感染の免疫学的診断検査と分子疫学的解析、広島産カキの衛生確保を図るためのカキ及び海水の細菌学的衛生調査、感染症の長期的な流行を予測し、予防対策に資するための感染症流行予測調査（日本脳炎等）等を実施した。

理化学関係では、食品の安全性を確保するため、食品中の残留農薬等の各種化学物質、アレルギー物質及び遺伝子組換え食品等の検査をはじめ、医薬品等の安全性及び有効性を確保するために健康食品、医薬品、医療器具について各種理化学的検査を実施するとともに、貝毒対策実施要領に基づき、カキやアサリ等の麻痺性及び下痢性貝毒の検査を実施した。なお、貝毒検査において、県東部海域のアサリから国の規制値を超える麻痺性貝毒が検出されたため、13年ぶりに出荷自主規制の措置がとられた。

健康危機管理に係る事案への対応では、麻しん・風しん疑いやダニ類媒介感染症疑い等の緊急検査依頼に対処すると共に、次世代シーケンサーによる新型コロナウイルスのゲノム解析を実施し、国立感染症研究所の解析システムで特定した変異株の流行状況を逐次行政へ報告した。

また、事業課から依頼の県内保健所試験検査担当者等の研修やインターンシップ、獣医学生等を対象に職場体験を行った。

（健康危機管理課関連業務）

2-1-1 感染症対策事業

（1）感染症流行予測調査

ア 日本脳炎流行予測調査

目的 県内産肥育ブタの日本脳炎ウイルス（JEV）に対する抗体検査及び JEV 遺伝子の検出を行い、県内における JEV 流行を推定する資料とする。

方法 6月上旬～9月下旬の各旬に、と畜場出荷ブタ（6ヶ月齢、各旬10頭、計80頭）から採血し、血清中の JEV 赤血球凝集抑制抗体（HI 抗体）を測定した。また、1：40以上のHI抗体価を示す検体については2-ME感受性抗体（IgM抗体）を測定した。2-ME処理によりHI抗体価が8倍以上低下したものあるいは1：40以上のHI抗体価が1：10未満となったものをIgM抗体陽性とした。また、血清を材料にリアルタイムRT-PCR法によりJEV遺伝子検出を行った。

結果 表1にJEV-HI抗体保有状況及びJEV遺伝子検出状況を示した。80検体中1検体がHI抗体及びIgM抗体陽性であった。HI抗体10倍以上のブタが認められたのは8月下旬であった。JEV遺伝子は全ての検体で陰性であった。

表 1 ブタの日本脳炎 HI 抗体保有状況及び JEV 遺伝子検出状況

採血月日	検査頭数	HI抗体価							HI陽性率 (%)	JEV遺伝子 検出数
		<10	10	20	40	80	160	320	≥640	
6月4日	10	10							0	0
6月25日	10	10							0	0
7月2日	10	10							0	0
7月30日	10	10							0	0
8月13日	10	10							0	0
8月27日	10	9				1(1)			10	0
9月3日	10	10							0	0
9月24日	10	10							0	0

() 内は2-ME感受性抗体 (IgM抗体) 陽性の例数：再掲

イ インフルエンザ流行予測調査

目的 県内で発生したインフルエンザ様疾患の患者についてウイルス分離を実施し、本県におけるインフルエンザの長期的な流行予測及び予防接種事業の一助とする。

方法 感染症発生動向調査事業の病原体定点医療機関等で採取された鼻咽頭等の検体について、MDCK細胞によるインフルエンザウイルス分離を行った。

結果 病原体定点医療機関等で採取された検体から AH1pdm09 型ウイルス 15 株、AH3 型ウイルス 111 株、B 型ウイルス 82 株 (すべて Victoria 系統) が分離された。

ウ 新型インフルエンザウイルス出現監視を目的とした感染源調査

目的 県内産肥育ブタからインフルエンザウイルスの分離・同定を行い、県内における新型インフルエンザ流行予測等の資料とする。

方法 令和 7 年 6 月～令和 8 年 3 月に、と畜場出荷ブタ (6 ヶ月齢、各月 10 頭、計 100 頭) から採取した鼻腔拭い液 100 件について、リアルタイム RT-PCR 法によりインフルエンザウイルス遺伝子検出を行った。リアルタイム RT-PCR 法でインフルエンザウイルス遺伝子陽性であった場合は、MDCK 細胞によるインフルエンザウイルス分離を実施する。

結果 ブタの鼻腔拭い液からインフルエンザウイルス遺伝子は検出されなかった。

(2) 感染症発生動向調査

ア 感染症発生動向調査

目的 広島県感染症発生動向調査事業により、本県において流行している病原体を検出し、感染症に対する予防対策の資料とする。

方法 県内の病原体定点医療機関等において 1,578 名の患者から採取された検体 1,743 件について、遺伝子学的検査法により、ウイルス等の検出を行った。

結果 診断名別患者数、検体数及びウイルス等の検出数を表 2 に示した。患者数におけるウイルス等の陽性率は 66.6% (1,051/1,578 人)、検体数におけるそれは 63.3% (1,103/1,743 件) であった。

表2 感染症発生動向調査における患者検体からのウイルス等検出数

[illegible]

1つの検体から複数ウイルスが検出された症例あり

イ 急性呼吸器感染症（ARI）病原体サーベイランスに係るウイルス調査

目的 県内で発生する急性呼吸器感染症（ARI）患者（せき、のどの痛み、呼吸困難、鼻汁、鼻閉について、1つ以上の症状がある感染症）について、定期モニタリングとしてウイルス検査を実施することにより、ウイルス流行状況の把握を行う。

方法 ARI 病原体定点医療機関（内科1定点、小児科3定点）で毎週、ARI 患者から採取される検体（約5検体/定点）について、リアルタイム RT-PCR 法によりウイルス遺伝子検査を実施する（表3）。また、患者の症状に応じて、ウイルスの型別や、その他病原体の検査も行う。

結果 4定点で採取された 1,194 検体について検査を実施した。月別のウイルス検出状況を表4に示す。なお、ウイルス検出状況については、医師が診断した診断名別に分類し、表2にも示している。

ARI サーベイランスの結果については、ひろしま CDC のホームページで公開されている。

急性呼吸器感染症（ARI）の流行状況（<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/ari.html>）

表3 急性呼吸器感染症（ARI）病原体サーベイランス ウイルス検査項目

基本12項目		追加項目
1	ライノ/エンテロウイルス	ライノ/エンテロウイルスの鑑別
2	A型インフルエンザウイルス	A型インフルエンザウイルスの亜型別
3	B型インフルエンザウイルス	B型インフルエンザウイルスの系統別
4	RSウイルス A型	ヒトコロナウイルス（HKU1, NL63, OC43, 229E）
5	RSウイルス B型	その他、感染が疑われるウイルス
6	ヒトメタニューモウイルス	
7	パラインフルエンザウイルス1型	
8	パラインフルエンザウイルス2型	
9	パラインフルエンザウイルス3型	
10	パラインフルエンザウイルス4型	
11	新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）	
12	アデノウイルス	

表4 急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスで検出されたウイルス（月別検出状況）

	2025(令和7)年										2026(令和8)年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
検査患者数	100	104	104	87	102	115	104	104	85	91	89	90	
陽性患者数	68	80	75	49	56	80	62	81	67	67	66	66	
ライノ/エンテロウイルス総数	26	36	26	17	20	27	23	24	14	9	8	25	
ライノ/エンテロウイルス未鑑別	26	1	2	10					1				
ライノウイルス		33	21	5	12	19	16	24	13	9	8	25	
エンテロウイルスNT		1	1	2	2	3	3						
コクサッキーウイルスA4型			1		6	2							
コクサッキーウイルスA6型						2							
エコーウイルス3型							1	1					
エコーウイルス9型							1						
エコーウイルス11型		1	1										
エコーウイルス18型							3						
AH1pdm09型インフルエンザウイルス	8					1							
AH3型インフルエンザウイルス						10	8	38	39	18			
B型インフルエンザウイルス(ビクトリア系統)	6	1	6						6	18	32	29	
RSウイルス A型	1	1			4	3	5	1		2	1	6	
RSウイルス B型	5	2	3	1	1	3	6	9	4	5	4	4	
ヒトメタニューモウイルス	10	4	1				1				4		
パラインフルエンザウイルス1型						1	1	4	7	1			
パラインフルエンザウイルス2型			1	1	1	6	3	7	1	1		1	
パラインフルエンザウイルス3型	10	34	27	8	4		1				1	1	
パラインフルエンザウイルス4型	1	2	6	7	4	7	2	4	1	1	3	2	
新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)	1	4	3	9	31	33	23	13	1	4	1	3	
ヒトコロナウイルスNL63	7	2								3	5	4	
ヒトコロナウイルス229E										1		3	
ヒトコロナウイルスOC43		1				1			1	8	15	3	
ヒトコロナウイルスHKU1			1							1	1		
アデノウイルス総数	6	10	16	6	8	3	4	2	5	7	1	4	
アデノウイルスNT	3	4	7	6	5	1	3		1	2	1	4	
アデノウイルス1型		2	2						2				
アデノウイルス2型	2	3	5		3	2			1	4			
アデノウイルス3型							1	1	1				
アデノウイルス5型	1	1						1					
アデノウイルス7型			2							1			
ヒトパルボウイルスB19		2	2	2				1					
ヒトヘルペスウイルス7型								1					
EBウイルス			1										
マイコプラズマ・ニューモニエ				1									

検体採取日で集計している。

1人の患者から複数ウイルスが検出された症例を含む。

マイコプラズマ・ニューモニエのみ細菌。

ウ 学校等における集団かぜ発生に係るウイルス調査

目的 集団かぜ発生時（呼吸器感染症集団発生事案）に、原因ウイルスについて検査を実施する。

方法 県内で発生した集団かぜ事案について、管轄保健所の協力を得て患者から検体採取を行い、リアルタイム RT-PCR 法によりウイルス遺伝子検査を実施する。

結果 当年度は、集団かぜ事案検体は搬入されなかった。

エ 麻疹・風疹ウイルス検査

目的 我が国では「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 442 号）及び「風しんに関する特定感染症予防指針」（平成 26 年厚生労働省告示第 122 号）に基づき、麻しん・風しんを排除することを目標として取り組んでいる。その一環として、厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡、平成 21 年 1 月 15 日付け「麻しんの検査体制の整備について」及び平成 29 年 12 月 21 日付け「風しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について」により、各都道府県は麻しん・風しん患者のウイルス遺伝子検査等の実施を全例行うことになった。本県においても県内で発生した麻しんまたは風しんを疑われた患者について、遺伝子検査を実施する。

方法 県内で発生した麻しん疑い患者について、管轄保健所と医療機関の協力を得て検体採取を行い（血液、咽頭拭い液及び尿の 3 点）、遺伝子学的検査法により麻疹及び風疹ウイルスの検出を行った。

結果 麻しん疑い患者 14 名について検査を実施し、1 名から麻疹ウイルス B3 型が検出された。当該患者は、ベトナム渡航歴があった。また、1 名から麻疹ウイルスワクチン株が検出された。いずれの患

者からも風疹ウイルスは検出されなかった。なお、風しん疑い患者の検体は搬入されなかった。

オ ダニ類媒介感染症検査（SFTS ウイルス及びリケッチア検査）

目的 SFTS ウイルスを原因とする重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、*Orientia tsutsugamushi*（つづが虫病リケッチア）を原因とするつづが虫病及び *Rickettsia japonica*（日本紅斑熱リケッチア）を原因とする日本紅斑熱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）において四類感染症の全数報告対象疾患とされ、医師の届出が義務づけられているダニ類媒介感染症である。これらのダニ類媒介感染症は、臨床症状が類似しており、また発生地域や発生時期が重複しているため、当センターでは3種類の病原体について、同時検査を実施している。

方法 患者の血液から RNA 及び DNA を、痂皮（ダニ類の刺し口に形成される）や皮膚組織（刺し口と思われる部位あるいは発疹部）から DNA を抽出した。RNA からはリアルタイム RT-PCR 法による SFTS ウイルス遺伝子の検出を、DNA からはマルチプレックスリアルタイム PCR 法によるつづが虫病及び紅斑熱群リケッチアの遺伝子検出を実施した。つづが虫病リケッチア陽性となった検体については、ダイレクトシーケンス法による塩基配列の決定により型別を行った。紅斑熱群リケッチア陽性となった検体については、ダイレクトシーケンス法による塩基配列の決定を行い、日本紅斑熱リケッチアであることを確認した。また、急性期及び回復期血清の提出があった患者について、間接免疫ペルオキシダーゼ法による日本紅斑熱リケッチア抗原に対する抗体価の測定を行った。

結果 ダニ類媒介感染症が疑われる患者 179 名（264 検体）について、遺伝子検査を実施した。患者のうち 5 名が SFTS、2 名がつづが虫病（Karp 型〔1〕、Kawasaki 型〔1〕）、57 名が日本紅斑熱と診断された（表 2）。この他、1 名の患者の皮膚組織から、タカサゴキラマダニが高率に保菌している *R. tamurae* が、1 名の患者の皮膚組織から、*R. japonica* の近縁種である *R. sp. LON* が検出された。さらに、1 名の痂皮から、*R. felis* の 17 kDa タンパク遺伝子の配列と一致する遺伝子が検出されたが、*gltA* 遺伝子の PCR を実施したところ陰性となり、*R. felis* であるかの確定はできなかった。3 症例とも血液からリケッチアの遺伝子は検出されておらず、また、抗体上昇の確認を実施していないため、症状との因果関係は不明である。他、患者 1 名については、ペア血清による日本紅斑熱リケッチアの抗体検査も実施したところ、陰性であった。

カ 蚊媒介感染症（デング熱、チクングニア熱、ジカ熱）

目的 デング熱、チクングニア熱及びジカウイルス感染症は蚊が媒介するウイルス感染症であり、感染症法において四類感染症の全数報告対象疾患とされ、医師の届出が義務づけられている。従来、国内で確認されるのは海外渡航歴のある患者であったが、2014（平成 26）年に東京都でデング熱の国内流行が発生して以降、蚊媒介感染症の国内流行に対する監視体制及び検査体制が強化された。デング熱流行地域ではチクングニア熱、ジカ熱も同時に流行していることが多く、臨床症状も類似しているため、当センターではこれら蚊媒介感染症が疑われる患者については、デングウイルス、チクングニアウイルス及びジカウイルスの遺伝子検査を同時に実施している。

方法 患者の血清あるいは血しょうや尿から RNA を抽出し、リアルタイム RT-PCR 法によるデングウイルス（1 型～4 型）、チクングニアウイルス及びジカウイルスの遺伝子検査を実施した。

結果 海外渡航歴・居住歴のあるデング熱疑いの患者 4 名について検査を実施したが、すべて陰性であった。

(3) 感染症病原微生物検査

ア 三類感染症細菌検査

目的 広島市、呉市及び福山市を除く県内で感染症法三類感染症の届出があった腸管出血性大腸菌に

ついて確認検査を行い、本症広域発生の予防対策を図る。

方法 常法に従って同定し、腸管出血性大腸菌については PCR 法によってベロ毒素遺伝子を、RPLA 法によってベロ毒素産生性を確認した。

結果 腸管出血性大腸菌感染症の発生状況を表 5 に示した。当センターに送付された腸管出血性大腸菌は 24 株であった。これらの血清型及び毒素型は、0157 : H7 VT2 型 11 株、0157 : H7 VT1・2 型 4 株、026 : H11 VT1 型 4 株、091 : H-/Hg14 VT1 型 2 株、088 : Hg1/12 VT1 型 1 株、045 : H2 VT1 型 1 株、0156 : H25 VT1 型 1 株であった。

表 5 県内（広島市、呉市及び福山市除く）の腸管出血性大腸菌感染症発生状況

番号	届出日	保健所	血清型	毒素型	
				VT1	VT2
1	R7. 5. 22	西部	026:H11	○	
2	R7. 5. 26	西部	026:H11	○	
3	R7. 6. 19	西部	026:H11	○	
4	R7. 6. 23	西部	026:H11	○	
5	R7. 7. 10	東部	0157:H7		○
6	R7. 7. 12	東部	0157:H7		○
7	R7. 7. 16	東部	0157:H7		○
8	R7. 7. 16	東部	0157:H7		○
9	R7. 7. 16	東部	0157:H7		○
10	R7. 7. 24	西部広島	091:H-/Hg14*	○	
11	R7. 7. 28	西部広島	091:H-/Hg14*	○	
12	R7. 8. 4	北部	0157:H7		○
13	R7. 8. 4	北部	0157:H7		○
14	R7. 8. 5	北部	088:Hg1/12*	○	
15	R7. 8. 21	西部東	0157:H7	○	○
16	R7. 8. 26	西部	045:H2*	○	
17	R7. 9. 1	東部	0157:H7		○
18	R7. 9. 10	北部	0157:H7		○
19	R7. 10. 22	西部東	0157:H7		○
20	R7. 10. 29	西部東	0157:H7		○
21	R8. 1. 14	西部	0157:H7	○	○
22	R8. 1. 15	西部東	0157:H7	○	○
23	R8. 1. 19	東部福山	0157:H7	○	○
24	R8. 2. 12	東部	0156:H25*	○	

*血清型の判定は国立感染症研究所の解析による。

イ 集団感染性胃腸炎の原因ウイルス検査

目的 集団感染事例の原因ウイルスを究明し、再発防止に資する。

方法 電子顕微鏡法、RT-PCR 法により下痢症ウイルスを検出する。

結果 当年度は、集団感染性胃腸炎検体は搬入されなかった。

(4) AH1pdm09 型インフルエンザウイルスの抗インフルエンザ薬耐性株サーベイランス

目的 AH1pdm09 型インフルエンザウイルス株の国内流行において、抗インフルエンザ薬（オセルタミビル、ザナミビル、ペラミビル、ラニナミビル）耐性株の検出及び流行状況を継続的に監視し、適宜情報を還元することで、インフルエンザ対策の一助とする。

方法 国立感染症研究所から示された実施要綱に基づいて、AH1pdm09 型インフルエンザウイルス株の NA 遺伝子中のオセルタミビル／ペラミビル耐性マーカー（H275Y）の有無について、TaqMan RT-PCR 法

による検査を実施した。また、国立感染症研究所にて、NA 遺伝子中のオセルタミビル/ペラミビル/ザナミビル感受性低下マーカー（S247N）の有無についての検査と、薬剤感受性試験が実施された。

結果 当センターで分離された 15 株について、薬剤耐性マーカーである H275Y 変異を検査したところ、2 株において H275Y が検出された。この 2 株について、国立感染症研究所で薬剤感受性試験を行ったところ、オセルタミビル、ペラミビルへの耐性を示した。また、これら 15 株について、国立感染症研究所で薬剤感受性低下マーカーである S247N 変異が検査され、H275Y 変異が検出された株とは別の 1 株から S247N 変異が検出された。この株については、薬剤感受性試験で、オセルタミビル、ペラミビル、ザナミビルに対する軽度の感受性低下が認められた。S247N 変異は H275Y 変異と併存することにより、オセルタミビル、ザナミビルに対して高度耐性を示すが、この株については S247N のみの変異で、併存は認められなかった。

なお、H275Y 変異が確認された 2 株と S247N 変異が確認された 1 株以外の 12 株については、H275Y 変異及び S247N 変異は検出されず、すべて薬剤感受性株であった。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策のための検査

ア 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）検査

目的 2019（令和元）年末に中国に端を発し、世界的流行を引き起こした新型コロナウイルス対策として、当センターにおいては 2020（令和 2）年 1 月 30 日に検査体制を整えて以後、新型コロナウイルス感染症対策のための検査を実施してきた。なお、2023（令和 5）年 5 月 8 日からは、本ウイルスが五類感染症に移行したことにより検査は終了し、以降は広島県感染症発生動向調査事業において引き続きモニタリングを実施していた。2025（令和 7）年 4 月 7 日からは、ARI サーベイランスによりモニタリングを実施している。

イ 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）のゲノム解析

目的 「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査について（要請）」（令和 3 年 2 月 5 日健感発 0205 第 4 号、最終改正；令和 6 年 10 月 17 日感感発 1017 第 1 号）を受け、新型コロナウイルスのゲノム解析を実施し、公衆衛生対策に資する。

方法 広島県感染症発生動向調査事業及び ARI サーベイランスにおいて実施した SARS-CoV-2 遺伝子検査の陽性検体から抽出した RNA について、次世代シーケンサー（NGS）によるゲノム解析を実施し、得られた全長配列を国立感染症研究所が管理する PathoGenS（Pathogen Genomic data collection System）に登録、解析した。また、全世界的ゲノムデータベース（GISAID）へも登録、公開した。

結果 ゲノム解析を実施した SARS-CoV-2 陽性検体の抽出 RNA のうち、2025（令和 7）年第 14 週（4 月第 1 週）～2026（令和 8）年第 14 週（3 月第 5 週）に採取された検体 158 件の解析結果を、検体採取週別の解析数（図 1）及び、PANGO Lineage 変遷状況（図 2）にまとめた。

ゲノム解析を実施した検体は、全てオミクロン株であった。2025（令和 7）年第 19 週に NB.1.8.1 系統が出現し、XEC 系統から NB.1.8.1 系統への置き換えが進み、NB.1.8.1 系統が主流となった。2025（令和 7）年第 19 週、27 週、34 週に LP.8.1 系統の出現が確認された。また、2025（令和 7）年第 49 週には、LF.W 系統と XDY.3 系の組換え体である XFW 系統が、2025（令和 7）年第 50 週と 2026 年（令和 8）年第 5 週には、LF.7 系統と LP.8.1.2 系統の組換え体である XFG 系統が出現した。2026 年（令和 8）年第 12 週、13 週には、2021（令和 3）年に流行した BA.3 系統に由来する株である BA.3.2 系統が当県で初めて確認された。

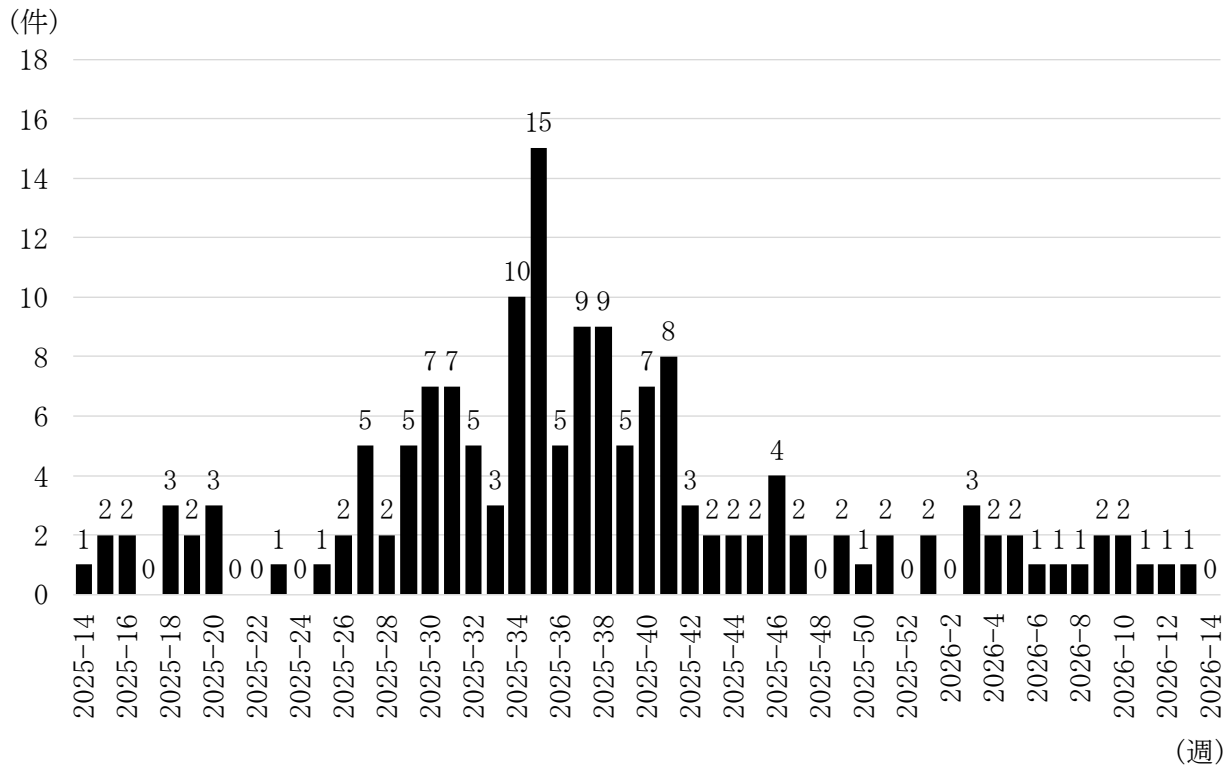


図1 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）NGS 解析数

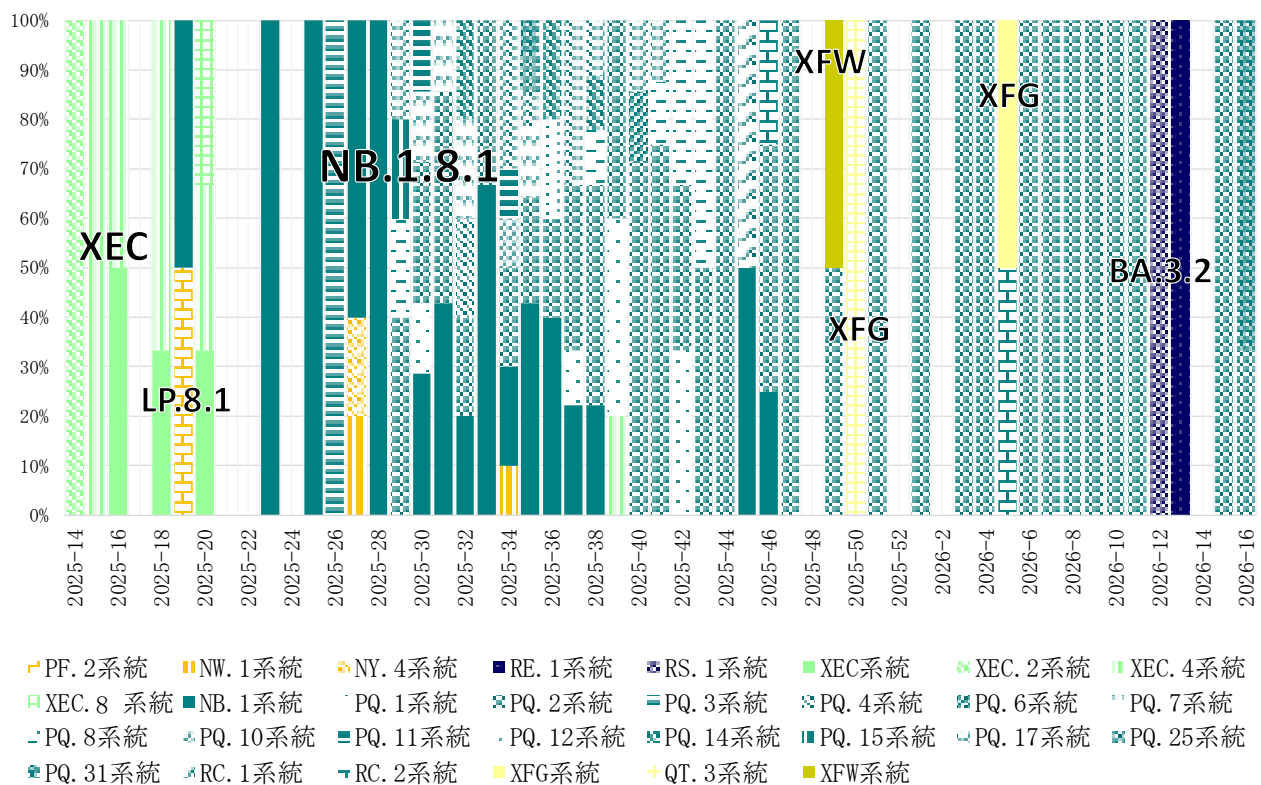


図2 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の週別 PANGO Lineage 変遷状況

2-1-2 結核対策特別促進事業

(1) 結核菌感染の免疫学的診断（QFT 検査）

目的 結核患者発生時における集団発生の疑いのある事案に対し、接触者の結核菌感染の可能性を迅速に診断する。

方法 全血インターフェロノン γ 応答測定法による QFT 検査を実施した。

結果 1 事案 1 件 32 検体において検査を実施した結果、全員陰性であった。

(2) 広島県結核菌分子疫学調査

目的 結核患者から分離された結核菌について、感染源・感染経路の究明を行い、感染症法第 15 条に基づき県保健所が実施する積極的疫学調査（接触者調査）を補完し、集団感染の有無（感染源の特定）及び治療薬選択等に役立てる。

方法 特定の医療機関で分離され、当センターに搬入された結核菌菌株について、24 領域を対象とした Variable Number of Tandem Repeat（VNTR）法による解析により VNTR 型を決定した。

結果 7 株について解析した結果、6 種類の VNTR 型に分類された。家族内感染と考えられた 2 名から分離された株は同一の型を示した。

（食品生活衛生課関連業務）

2-1-3 食品衛生指導対策事業

(1) 遺伝子組換え食品検査（定性）

目的 県内に流通している米及びその加工食品の中で、安全性未審査の遺伝子組換え食品が混入している可能性のある食品の検査を行い、遺伝子組換え食品の流通実態を把握するとともに、違反食品等を排除し、これらの食品による危害の発生を未然に防止する。

方法 コメ及びコメ加工品 16 検体について、安全性未審査の遺伝子組換え食品であるコメ（63Bt、NNBt、CpTI）の検査を「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法について」（令和 6 年 7 月 16 日健生食監発 0716 第 1 号）により行った。

結果 いずれの検体からも組換え遺伝子は検出されなかった。

(2) 令和 7 年度食品中の食品添加物分析法検証（厚生労働省委託）

目的 食品添加物の指定あるいは使用基準の改正に合わせ、分析法の開発、検討を行い、通知法「食品中の食品添加物分析法」案を作成する。

方法 平成 28 年に当センターにて検討した「カンタキサンチン及び β -アポ-8'-カロテナール分析法」の LC-MS/MS を用いた分析法について、通知試験法としての妥当性評価を行った。

(3) 令和 7 年度食品中の食品添加物一日摂取量実態調査（厚生労働省委託）

目的 国民が日常の食事を介して摂取する食品添加物量を把握し、食生活の安全性を確保する。

方法 着色料のカンタキサンチン及び β -アポ-8'-カロテナールを調査対象食品添加物とし、国立医薬品食品衛生研究所及び地方衛生研究所 5 機関（札幌市衛生研究所、仙台市衛生研究所、香川県環境保健研究センター、長崎市保健環境試験所、沖縄県衛生環境研究所）において、それぞれ調製された、マーケットバスケット方式調査用加工食品群（1～7 群）ごとの混合試料及び個別食品について一日摂取量調査（成人；20 歳以上）を実施した。

結果 混合群試料の分析から得られた一日摂取量（成人；20歳以上）は、カンタキサンチンが0.000087 mg/kg体重/日、 β -アポ-8'-カロテナールが0.00 mg/kg体重/日であり、これは、ADIに基づく一日許容摂取量0.25 mg/kg体重/日（カンタキサンチン）、0.05 mg/kg体重/日（ β -アポ-8'-カロテナール）を大幅に下回った。

2-1-4 食中毒対策事業

(1) ウイルス性食中毒及び苦情（有症）事案検査

目的 食中毒等の集団感染事例についてウイルス検査を実施し、原因ウイルスを究明するとともに再発防止に資する。

方法 電子顕微鏡法、RT-PCR 法により下痢症ウイルスを検出した。

結果 ウイルス性食中毒が疑われる 10 事例について検査を実施し、1 事例からノロウイルス GI、8 事例からノロウイルス GII が検出された。

2-1-5 食品の安全確保対策事業

(1) アレルギー物質を含む食品の安全確保

目的 県内で製造されている加工食品の中で、不適正な表示を行っている可能性のあるアレルギー物質を含む食品の検査を実施し安全性確保に努める。

方法 そうざい及び菓子 20 検体について、特定原材料（卵）の検査を、「食品表示基準について（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号：令和 7 年 3 月 28 日最終改正）」における「別添 アレルゲンを含む食品の検査方法」及び「アレルゲンを含む食品の検査方法について（参考）（平成 22 年 9 月 10 日付け消費者庁食品表示課事務連絡：令和 5 年 3 月 9 日最終改正）」により行った。

結果 いずれの検体も陰性であった。

(2) 安全性審査済の遺伝子組換え食品の定量検査

目的 県内に流通している食品の中で、遺伝子組換え食品としての表示が必要であるにもかかわらず、その表示が適切に行われていない食品等を排除する。

方法 ダイズ穀粒 8 検体について食品表示基準について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号：令和 7 年 3 月 28 日最終改正）」の「別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」により行った。

結果 いずれの検体も遺伝子組換えダイズの混入率は 5 %未満であった。

2-1-6 乳肉水産食品衛生対策事業

(1) 乳肉食品の有害物質検査

ア 食肉等の抗菌性物質等検査（理化学検査）

目的 食肉等の抗菌性物質等を検査し、残留実態を把握するとともに、安全性の確保に努める。

方法 国内産鶏肉 3 検体及び鶏卵 2 検体について、クロピドール、チアンフェニコール、ピリメタミン、スルファメラジン、スルファジミジン、スルファモノメトキシシ、スルファジメトキシシ、オキシリン酸、ナイカルバジン、トリメトプリム、オルメトプリム及びフルベンダゾールを、輸入牛肉 4 検体についてオキシリン酸、アルベンダゾール、チアベンダゾール及び酢酸トレンボロンを、輸入豚肉 4 検体についてスルファジミジン、オキシリン酸、トリメトプリム、オルメトプリム、アルベンダゾール、チアベンダゾール及びフルベンダゾールを、輸入羊肉 4 検体についてアルベンダゾール及びチアベン

ダズールを、輸入鶏肉 4 検体についてクロピドール、オキシリン酸、ナイカルバジン、トリメトプリム、オルメトプリム及びフルベンダズールを「HPLC による動物用医薬品等の一斉試験法 I（畜水産物）」（平成 18 年 5 月 26 日付け厚生労働省通知食安発第 0526001 号）又は、「LC/MS による動物用医薬品等の一斉試験法 I（畜水産物）」（令和 3 年 9 月 6 日付け厚生労働省通知生食発 0906 第 1 号）により検査した。

結果 いずれの検体からも基準値を超える抗菌性物質等は検出されなかった。

イ 食肉等の抗菌性物質等検査（細菌検査）

目的 畜産食品中の抗生物質の残留検査を実施し、安全性確保に努める。

方法 鶏肉 3 検体及び鶏卵 2 検体の計 5 検体について、「畜水産食品の残留抗生物質簡易検査法（改訂）」（平成 6 年 7 月 1 日付け厚生省通知衛乳第 107 号）で検査を行った。

結果 いずれの検体からも抗生物質は検出されなかった。

ウ 乳中のアフラトキシン M1 検査

目的 乳肉食品中のアフラトキシン M1 を検査し、汚染実態を把握するとともに、乳肉食品の安全性確保に努める。

方法 県内の乳処理業者で製造された牛乳 3 検体について「乳に含まれるアフラトキシン M1 の試験法について」（平成 27 年 7 月 23 日付け厚生労働省通知食安発第 0723 第 5 号）により検査した。

結果 いずれの検体からも規制値を超えるアフラトキシン M1 は検出されなかった。

(2) 水産食品の有害物質検査

ア 魚類の抗菌性物質検査（理化学検査）

目的 水産食品中の合成抗菌剤の残留検査を実施し、養殖魚類の安全性確保に努める。

方法 マダイ及びアユ各 1 検体についてチアンフェニコール、オキシリン酸、オルメトプリム及びスルファモノメトキシンを「LC/MS による動物用医薬品等の一斉試験法 I（畜水産物）」（令和 3 年 9 月 6 日付け厚生労働省通知生食発 0906 第 1 号）により検査した。

結果 いずれの検体からも基準値を超える合成抗菌剤は検出されなかった。

イ 魚類の抗菌性物質検査（細菌検査）

目的 水産食品中の抗生物質の残留検査を実施し、安全性確保に努める。

方法 マダイ及びアユ各 1 検体について、「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法（改訂）」（平成 6 年 7 月 1 日厚生省通知衛乳第 107 号）により検査を行った。

結果 いずれの検体からも抗生物質は検出されなかった。

ウ 重金属検査

目的 県内産の貝類の重金属含有量を把握し、県内に流通しているこれらの貝類の安全性を確保する。

方法 カキについてカドミウム、亜鉛、銅、鉛、全クロム、総ヒ素及び総水銀の定量分析を、「衛生試験法・注解」（日本薬学会編）に記載の方法で行った。

結果 カキ 11 検体中の重金属含有量は、表 6 のとおりであった。

エ 有機塩素系物質の残留検査

目的 県内産の貝類中に残留する農薬の実態を把握し、食品としての安全性を確保する。

方法 カキ 4 検体についてアルドリノ、ディルドリン、エンドリンを「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年 12 月 28 日厚生省告示第 370 号）の試験方法により調査した。

結果 これらの農薬はいずれの検体からも検出されなかった。

オ TBT 及び TPT 検査

目的 貝類のトリブチルスズ化合物（TBT）及びトリフェニルスズ化合物（TPT）の残留調査を実施し、食品としての安全性を確保する。

方法 カキ 3 検体について、試料中有機スズを有機溶媒層に抽出し、固相カラムによって夾雑物を除去したのち、液体クロマトグラフィー質量分析により、TBT 及び TPT の定量を行った。

結果 結果は表 7 のとおりであった。

カ 貝毒検査

目的 県内で採取される貝類の貝毒による食中毒を未然に防止するため、本県の貝毒対策実施要領に基づいて麻痺性及び下痢性貝毒の検査を行う。

方法 令和 7 年 4、5、6、10、11、12 月及び令和 8 年 1、3 月に県内で採取されたカキ 129 検体（14 地点）、アサリ 36 検体（5 地点）について麻痺性貝毒の検査を行った。ムラサキイガイについては 1 年を通して欠測であった（1 地点）。更に令和 7 年 11 月に県内で採取されたカキ 12 検体（12 地点）及びアサリ 2 検体（2 地点）について下痢性貝毒の検査を行った。

検査は「麻痺性貝毒検査法」（昭和 55 年 7 月 1 日厚生省通知環乳第 30 号）及び「下痢性貝毒検査法」（平成 27 年 3 月 6 日付け厚生労働省通知食安基発 0306 第 3 号）に基づいて行った。

結果 麻痺性貝毒については、表 8 のとおりであった。また、下痢性貝毒については、不検出（＜0.01mgOA 当量/kg）であった（規制値：0.16mgOA 当量/kg）。

表 6 カキ中の重金属含有量（ $\mu\text{g}/\text{g}$ ）

	濃度範囲			平均値
カドミウム	0.28	～	1.20	0.62
亜鉛	260	～	67	418
銅	15	～	63	35
鉛	0.08	～	0.25	0.13
全クロム	0.05	～	0.16	0.10
総ヒ素*	2.4	～	4.4	3.3
総水銀**	<0.01	～	0.01	0.01

* 亜ヒ酸（ As_2O_3 ）量に換算して表示

** <0.01 : 0.01 $\mu\text{g}/\text{g}$ 未満

表 7 TBT 及び TPT の濃度（ $\mu\text{g}/\text{g}$ ）

検体数	TBT	TPT
カキ 3	<0.02	<0.02

表 8 麻痺性貝毒行政検査結果 (MU/g)

検 体			海 域		調査地点		検 査 月 日												
							4月		5月			6月		10月	11月	12月	1月	3月	3月
							9日	23日	1日	8日	15日	22日	29日	5日	29日	12日	17日	21日	11日
カ	キ	広島湾西部	大野瀬戸南	ND	ND	ND	ND						ND	ND	ND	ND	ND	ND	
			廿日市東	ND	ND	ND	ND					ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	広島湾中部	ナサビ瀬戸東	ND	ND	ND	ND					ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
		大須瀬戸西		ND	ND	ND					ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	広島湾南部	内能美	ND																
		沖野島	ND	ND	ND	ND					ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	呉湾	阿多田島	ND	ND	ND	ND						ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
		天瀬瀬戸北	ND	ND	ND	ND					ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	広島湾	アジワ	ND	ND	ND	ND					ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
		広島湾	ND	ND	ND	ND								ND	ND	ND	ND	ND	
	三津湾	三津湾	ND	ND	ND	ND							ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		大崎上島	ND	ND	ND	ND							ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	東部海域	福山湾																	
		横島	ND	ND	ND	ND			ND	ND	ND	ND	ND	ND			ND	ND	ND
ア	サ	リ	広島湾西部	大野瀬戸南	ND	ND	ND	ND						ND	ND	ND	ND	ND	ND
			呉湾	呉湾奥部															
			広島湾	広島湾		ND	ND												
			東部海域	松永湾	ND	ND	ND	1.89	ND	ND	ND		ND	ND	1.80			ND	ND
			横島	福山湾	ND	13.20	2.18	11.12	6.16	2.24	1.89	2.17						ND	ND
ムラサキイガイ		広島県東部	向島																

ND : 1.75MU/g未満

規制値 : 4MU/g

(3) 一般カキ衛生対策

目的 養殖海域調査を実施し、県内で養殖されているカキ及び養殖海域の衛生実態について把握することで、適切な衛生状態の維持を図る。

ア 養殖海域調査における海水の調査

(7) 定点検査

方法 令和7年4月に5定点、6月に15定点、7月に15定点、8月に20定点、9月に21定点、10月に20定点、11月に103定点、12月に38定点、令和8年1月に74定点、2月に38定点、3月に74定点から海水を採水し検査に供した。

各定点で採水した海水について、比重、塩分濃度及び水温を測定した。また、APHA (American Public Health Association) 法に準じて、大腸菌群最確数 (Total Coliform MPN: TC) 及び E. coli 最確数 (Fecal Coliform MPN: FC) を検査した。

結果 調査結果を表9に示した。指定海域で大腸菌群最確数が 70/100mL を超えた定点は令和7年6月に4地点、9月に1地点、10月に1地点、11月に2地点、令和8年3月に1地点あった。

過去10年間 (平成28～令和7年度) の11月から3月の測定データを基に行った広島湾における衛生実態評価を図3に示した。

表9 カキ養殖海域の海水検査結果

採 取 年 月 (降水量mm/月)	定点数 計	大 腸 菌 群 最 確 数 (MPN/100mL)						比 重	塩分濃度 (%)	海 水 温 (℃)
		指定海域		条件付指定海域 指定外海域						
				71≦ (定点数)	71～700	701≦ (定点数)				
令和7年4月 (100.5)	5	0	(5)					1.022～1.023	3.09～3.14	12.2～12.6
6月 (229.0)	15	4	(15)					1.017～1.023	1.70～3.12	19.5～20.9
7月 (64.0)	15	0	(15)					1.020～1.024	2.52～3.07	29.8～31.2
8月 (273.0)	20	0	(20)					1.023～1.025	2.96～3.24	28.0～30.3
9月 (214.5)	21	1	(21)					1.022～1.024	2.77～3.19	28.2～30.4
10月 (92.0)	20	1	(20)					1.020～1.025	2.64～3.28	25.3～26.9
11月 (33.0)	103	2	(55)	10	0	(48)		1.021～1.025	2.99～3.42	17.3～22.2
12月 (30.0)	38	0	(20)	0	0	(18)		1.022～1.025	2.93～3.39	15.8～19.0
令和8年1月 (9.5)	74	0	(29)	0	0	(45)		1.019～1.025	2.96～3.38	9.5～14.2
2月 (79.5)	38	0	(20)	0	0	(18)		1.019～1.025	2.70～3.37	8.0～11.7
3月 (118.0)	74	1	(29)	1	1	(45)		1.018～1.025	2.46～3.49	10.8～14.3

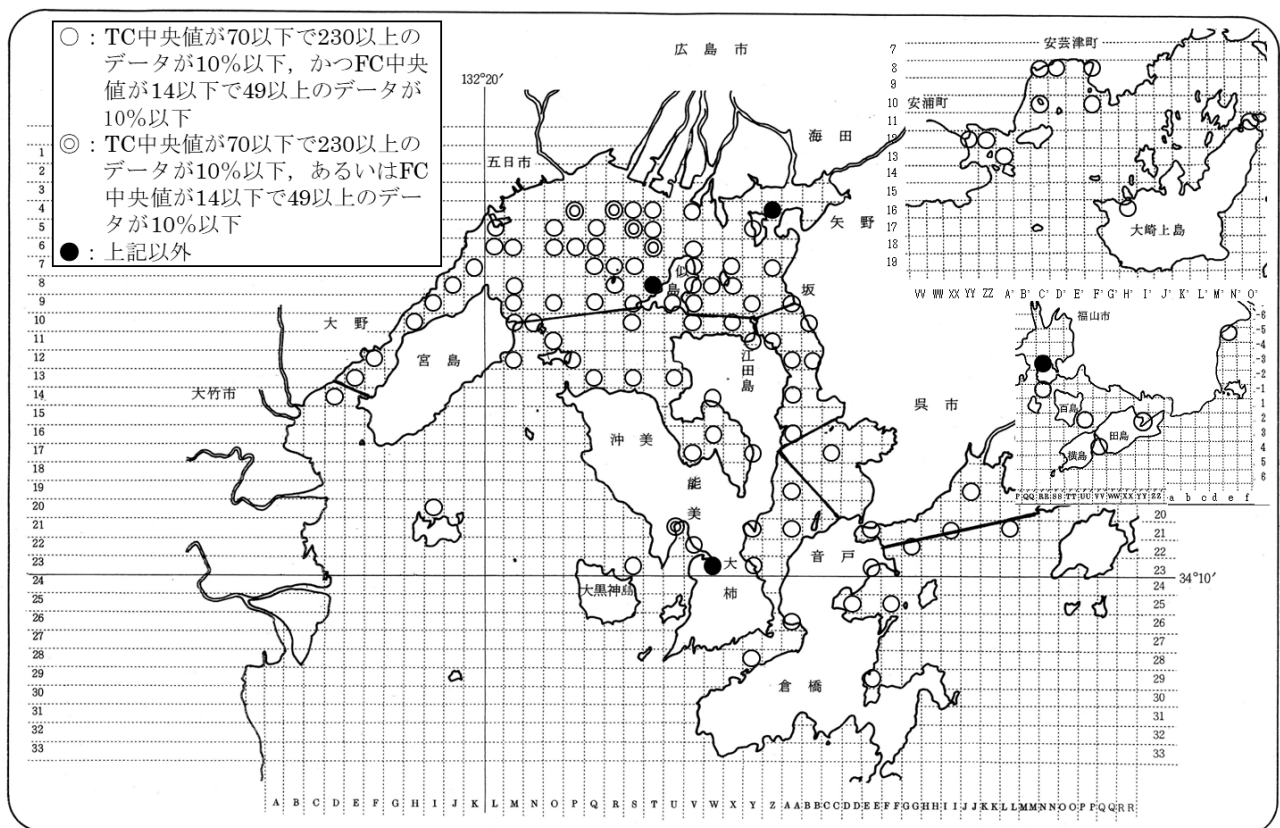


図3 広島湾における（平成28年度～令和7年度）の衛生実態評価

(イ) 食中毒起因菌検査

方法 令和7年4～11月(5月を除く)、令和8年1、3月に5定点から海水を採取した。腸管病原性大腸菌(EPEC)はPCR法によるインチミン遺伝子(*eae*)の検出、腸管出血性大腸菌(EHEC)はPCR法によるベロ毒素遺伝子について検査し、その汚染状況を調査した。

結果 検査結果を表10に示した。EPEC、EHECともにいずれの検体からも検出されなかった。

表10 病原大腸菌の検出状況

採 取 年 月	海 水 温 (℃)	腸管出血性大腸菌		腸管病原性大腸菌	
		海水	カキ	海水	カキ
令和7年4月	12.2～12.6	—	—	—	—
6月	19.5～20.9	—	—	—	OUT*:HUT
7月	29.8～31.2	—	—	—	086a:H45
8月	28.0～30.3	—	—	—	—
9月	28.2～30.4	—	—	—	—
10月	25.3～26.9	—	—	—	0125:HUT*
11月	17.3～22.2	—	—	—	—
令和8年1月	9.5～14.2	—	—	—	—
3月	10.8～14.3	—	—	—	—

*: UT=型別不能

(ウ) 腸炎ビブリオ最確数検査

方法 令和7年4月に5定点、6～10月に7定点で採取した海水を検査に供した。

結果 腸炎ビブリオの最確数が1/mLを超えた定点はなかった。

イ 養殖海域調査におけるカキの調査**(7) 定点検査**

方法 令和7年4、5月に2定点、6～10月に7定点、11月、令和8年1、3月に17定点で採取したカキを検査に供した。APHA (American Public Health Association) 法に準じて、大腸菌群最確数 (Total Coliform MPN: TC) 及び E. coli 最確数 (Fecal Coliform MPN: FC) を検査した。

結果 結果を表11に示した。大腸菌群の最確数が23,000を超えた定点は指定海域で3地点であった。2,301～23,000/100gであった定点は指定海域で10地点、条件付指定海域で3地点、指定外海域で2地点であった。最確数が231～2,300/100gであった定点は指定海域で17地点、条件付指定海域で5地点、指定外海域で1地点であった。

表11 養殖海域別のカキの大腸菌群最確数

	大 腸 菌 群 最 確 数 (MPN/100g)			
	≤230	231～2,300	2,301～23,000	23,001≤
指 定 海 域	36	17	10	3
条件付指定海域	13	5	3	0
指 定 外 海 域	0	1	2	0

(イ) 食中毒起因菌検査

方法 令和7年6～10月に7定点、11月、令和8年1、3月に、5定点で採取したカキを検査に供して、病原大腸菌検査を実施した。腸管病原性大腸菌（EPEC）はPCR法によるインチミン遺伝子（*eae*）の検出、腸管出血性大腸菌（EHEC）はPCR法によるベロ毒素遺伝子について検査し、その汚染状況を調査した。

結果 検査結果を表10に示した。EPECは6月に採取した検体から1株(OUT:HUT)、7月に1株(086a:H45)、10月に1株(0125:HUT)検出された。EHECはいずれの検体からも検出されなかった。

(ウ) 腸炎ビブリオ最確数検査

方法 令和7年4、5月に2定点、6～10月に7定点で採取したカキを検査に供した。

結果 カキの腸炎ビブリオ最確数が成分規格の基準である100/gを超えた定点は、7月に7地点、8月に3地点、9月に6地点、10月に6地点であった。

(エ) ノロウイルス対策検査

目的 カキ衛生対策事業の一環として、カキ養殖海域におけるノロウイルスの分布状況を把握する。

方法 4月から翌年3月にかけて、広島湾北部を除く広島湾海域10地点、三津湾海域1地点、広島県東部海域1地点のカキ100検体について、PCR法により検査した（図4：ノロウイルス検査海域）。

結果 検査結果は随時、食品生活衛生課へ報告した。

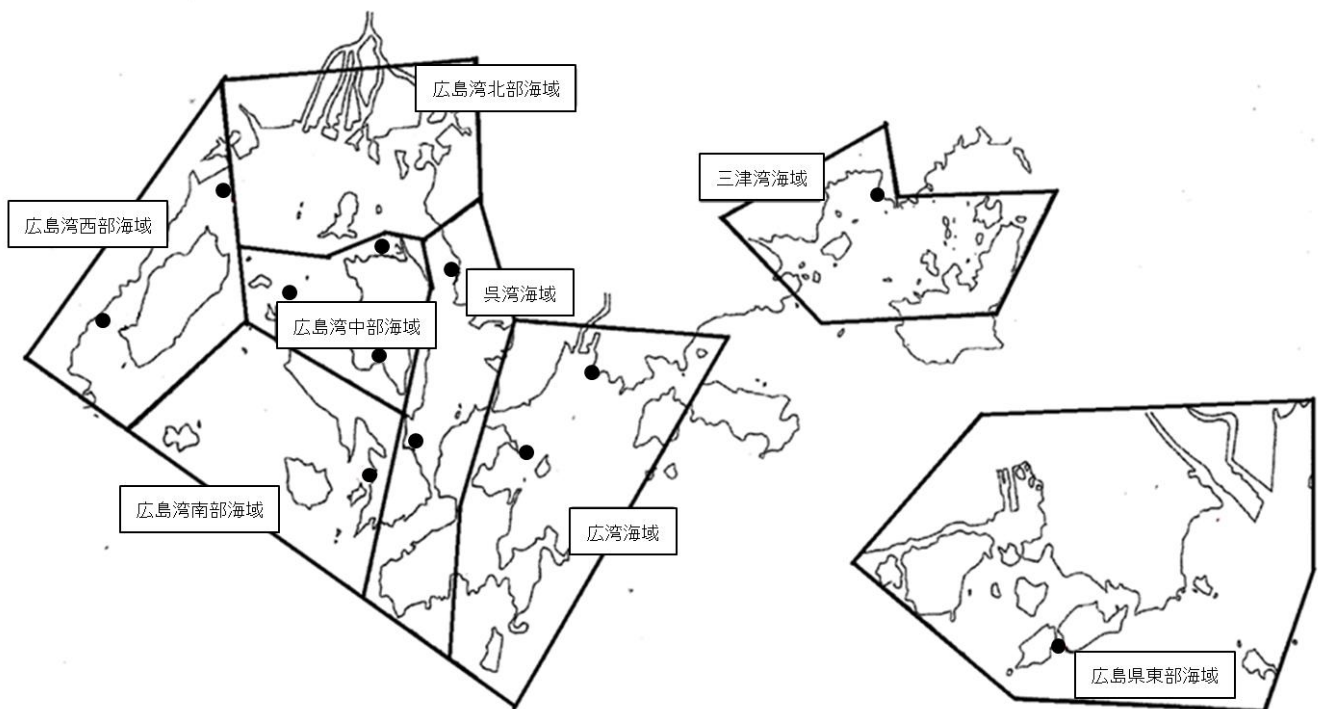


図4 ノロウイルス検査海域

2-1-7 検査業務管理基準体制整備

(1) 食品衛生（細菌検査）外部精度管理

目的 食品衛生検査施設における業務管理基準に基づく外部精度管理の実施のため、一般財団法人食品薬品安全センターが実施する食品衛生外部精度管理調査に参加する。

方法 一般財団法人食品薬品安全センター秦野研究所から送付された E. coli 検査検体（令和 7 年 6 月）及び一般細菌数測定検体（令和 7 年 7 月）について、公定法及び食品衛生検査指針（（社）日本食品衛生協会編）に基づき検査した。

(2) 食品衛生（理化学）外部精度管理

目的 食品衛生検査施設における業務管理基準に基づく外部精度管理の実施のため、一般財団法人食品薬品安全センターが実施する食品衛生外部精度管理調査に参加する。

方法 一般財団法人食品薬品安全センターから送付された残留農薬（クロルピリホス、フェニトロチオン）、保存料（ソルビン酸）、残留動物用医薬品（スルファジミジン）、着色料（酸性タール色素中の許可色素）、特定原材料（卵）の検体について、残留農薬及び残留動物用医薬品は食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）による試験法に基づき検査し、着色料及び保存料は食品中の食品添加物分析法（（社）日本食品衛生協会編）に基づき検査し、特定原材料は消費者庁通知法に準拠し検査した。

(3) 遺伝子組換え食品検査外部精度管理調査

目的 検査結果の信頼性確保と検査担当職員の分析技術の向上を図るため、厚生労働省の委託により国立医薬品食品衛生研究所が実施する遺伝子組換え食品の検査に関する外部精度管理調査に参加する。

方法 国立医薬品食品衛生研究所（試料送付及び結果の回収は一般財団法人食品薬品安全センターが担当）により送付された試料（安全性未審査の遺伝子組換えコムギ；MON71100／71300、MON71800）について、実施要領の試験方法（厚生労働省通知法に準拠）に基づき検査した。

(4) 令和 7 年度地域保健総合推進事業に係る精度管理事業

目的 地方衛生研究所全国協議会中国・四国支部内の地方衛生研究所における検査技術の強化及び研究所間の連携を図るため、外部精度管理事業に参加する。

方法 愛媛県立衛生環境研究所から送付された試料（しいたけの均質化試料）中のイルジン S の定量分析を実施した。

（薬務課関連業務）

2-1-8 薬事等取締指導事業

(1) 医薬品等一斉監視指導に係る医薬品スクリーニング検査

目的 県内の不良医薬品、不正販売等を排除し、もって医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保する。

方法 県保健所が収去した医薬品について、日本薬局方 医薬品各条 ファモチジン錠による「ファモチジン」定量試験を実施した。

結果 7 検体すべて規格（定量値が表示量の 90～110%）に適合した。

(2) 無承認無許可医薬品等成分検査

目的 健康食品中の医薬品成分等の検査を行い、安全性を確保する。

方法 強壮成分の添加が疑われた健康食品 1 検体、CBD 製品 2 検体、痩身成分の添加が疑われた健康食品 7 検体について、HPLC 及び LC-QTOF/MS を用いて検査を行った。

結果 強壮成分の添加が疑われた 1 検体からは医薬品成分は検出されなかった。CBD 製品 2 検体からそれぞれ $21 \mu\text{g/g}$ 及び $257 \mu\text{g/g}$ 検出され、 $\Delta^9\text{-THC}$ は検出されなかった。痩身成分の添加が疑われた 7 検体からは医薬品成分は検出されなかった。

(3) 毒物劇物等検査

目的 メッキ事業場排水中のシアンを調査し、保健衛生上の危害を未然に防止する。

方法 県内のシアン事業場の排水 1 検体について、「毒物又は劇物を含有する物の定量法を定める省令」に基づき、シアンの定量を行った。

結果 基準超過はなかった。

2-1-9 生産指導事業**(1) 医薬品等製造販売業収去検査**

目的 県内産の医薬品及び化粧品の品質、有効性及び安全性を確保する。

方法 原薬 2 品目及び滋養強壮保健薬 1 品目 36 項目について、それぞれの製造承認書の規格及び試験方法等により定性、定量試験を行った。また、化粧品 3 品目について、保存料 4 項目の定量試験を行った。

結果 医薬品の項目及び化粧品の保存料は規格に適合した。

(2) 医療機器等収去検査

目的 県内産の医療機器の品質、有効性及び安全性を確保する。

方法 滅菌済み医療用ニードル 2 品目 12 項目について、製造販売認証書による性能及び安全性に関する規格試験及び無菌試験を行った。

結果 すべての項目について規格に適合した。

(3) 家庭用品検査

目的 健康被害を防止するため、市販の家庭用品について有害物質の検査を行う。

方法 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則」で定められた方法を用い、繊維製品 10 製品についてトリブチル錫化合物の測定を行った。

結果 すべての製品において基準値以下であった。

(4) 都道府県衛生検査所等における外部精度管理

目的 医薬品等の試験検査を受託する機関のうち、各都道府県において所管する衛生検査所等の試験検査機関について実施される外部精度管理を目的とした技能試験に参加する。

方法 「エナラプリルマレイン酸塩錠」定量法 (HPLC 法) 及び純度試験 (HPLC 法) について実施した。

(5) 医薬品等の分析技術指導

目的 県内の医薬品等製造業における品質管理及び製造承認申請書に記載された規格及び試験方法について技術的指導を行う。

方法 広島県製薬協会が開催する GMP*技術委員会等へ参加した。疑義照会については、面接、電話等による技術的指導を行った。

*医薬品等の製造管理及び品質管理に関する基準

結果 GMP 技術委員会へ 4 回参加した。疑義照会については、1 事業所等、延べ 1 件の相談に対応した。